

## なぎ放課後児童クラブ利用の手引き

### 【なぎ放課後児童クラブ入所申請について】

なぎ放課後児童クラブは、保護者の就労等のため放課後の家庭保育が困難な児童に対し、一定時間の生活指導を行い、児童の健全な育成を図るもので

#### 1. 対象児童

奈義小学校に通う児童

※申請は年度ごとに必要です。令和7年度に利用されている方も、引き続き利用される場合は申請してください。

#### 2. 利用要件

保護者の就労等により、放課後の家庭保育が困難な児童

※放課後の家庭保育が困難な児童とは、放課後児童クラブに入所する児童の保護者の方が次のいずれかの要件に該当する場合です。

| 要件      | 条件                                     | 入所期間                             |
|---------|--|----------------------------------|
| ① 就労    | 1か月に48時間以上労働することを常態としている場合             | 必要と認められる期間（ただし最長で年度末まで）          |
| ② 妊娠・出産 | 予定日の前8週の属する月の初日から出産後8週の属する月の末日の期間にある場合 | 予定日の前8週の属する月の初日から出産後8週の属する月の末日まで |
| ③ 疾病・障害 | 病気やけが、又は心身に障害を有している場合                  | ①と同様                             |
| ④ 介護    | 同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている場合          | ①と同様                             |
| ⑤ 災害復旧  | 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている場合           | ①と同様                             |
| ⑥ 求職活動中 | 求職活動中（起業準備を含む）であること。                   | 認定開始日から90日間                      |
| ⑦ 就学等   | 就学や職業訓練のため、児童の養育が出来ない場合                | 卒業予定日または終了予定日が属する月の末日までの期間       |
| ⑧ 社会的擁護 | 虐待やDVの恐れがあると認められる場合                    | ①と同様                             |
| ⑨ その他   | 奈義町が認める事由に該当するもの。                      |                                  |

※日常の家事・育児（育児休業中を含む）は保育の利用を必要とする要件にはなりません。

### 3. 提出書類の配布場所

- ・奈義町教育委員会学事課（豊沢 327-1）
- ・奈義町ホームページ
- ・下記QRコードからのオンライン申請

### 4. 利用申請に必要な書類

(1) 令和8年度なぎ放課後児童クラブ入所申請書

(2) 保育を必要とする証明等

※保護者1名につき1部提出。令和8年4月1日時点の状況（予定を含む）

|   | 事由             | 必要な書類                        |
|---|----------------|------------------------------|
| 1 | 就労・就労予定        | 就労証明書                        |
|   | 自営業・専従者・家族従事者等 | 就労証明書(申立書)、確定申告書の写し等         |
| 2 | 妊娠・出産          | 母子手帳の写し(氏名と分娩予定日が記載されているページ) |
| 3 | 保護者の疾病、障がい     | 病気等申立書、入院・通院証明、身障手帳等の写し等     |
| 4 | 親族の介護、看護       | 介護(看護)申立書、身障手帳等の写し等          |
| 5 | 災害の復旧等         | 申立書、罹災証明書等                   |
| 6 | 求職活動           | 就職活動状況申立書                    |
| 7 | 保護者の就学         | 在学を証明できる書類等(入学予定の場合は合格通知等)   |

※3～6に該当する方は、申立書の様式を町ホームページでダウンロードしてご使用いただくか、教育委員会学事課でお受け取り下さい。

### 5. 申請受付期間

令和7年12月1日（月）～12月19日（金）

結果通知発送予定：令和8年2月中旬

### 6. 申請場所・時間

- ・なぎ放課後児童クラブ 放課後～午後6時（土・日・祝日を除く）
- ・奈義町教育委員会学事課 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く）

### 7. 年度途中入所

利用開始希望日の2週間前までに申請してください。

※定員に達している場合は、利用が可能な状況になるまで待機となります。その後、利用可能な状況になり次第、通知をお送りします。

## 【なぎ放課後児童クラブ利用について】

1. 運営場所 なぎ放課後児童クラブ【旧奈義保育園園舎】（豊沢 330-1）

### 2. 開所時間

(1) 平日 : 放課後から午後 6 時まで

(2) 土曜日(1、2年生対象) : 原則午前 8 時 30 分から午後 6 時まで

※利用の際は利用月の前月 20 日までに別途申請が必要

(3) 学校休業日・長期休暇 : 原則午前 8 時 30 分から午後 6 時まで

(学期中の代休や長期休暇の平日)

(4) 開所しない日

1) 日曜日、祝日、お盆（8月 13 日～15 日）年末年始（12月 28 日～1月 4 日）  
年度当初の最初の平日（4月 1 日）

2) 感染症等の病気になった場合（完治するまで／医療機関の指示による）  
所属クラスが学級閉鎖・学校閉鎖等になった場合（解除されるまで）

3) 臨時休校になった場合

4) 緊急事態等により休所する場合

### 3. 利用変更の連絡

欠席する場合は、児童クラブに、必ず保護者から事前に連絡をお願いします。

出席（利用）になる場合は、当日の午前中までとします。

### 4. 緊急連絡

①無線放送

②緊急連絡メール（登録方法は別途お知らせします。）

### 5. 送迎等

(1) 登校日は学校から来所。（児童は徒歩で移動）

(2) 登校日以外は保護者が送迎。保護者の就労時間に合わせて、開所時間中に必ず児童クラブの入口までお迎えに来てください。※引き渡しは必ず支援員と対面で行ってください。

(3) 児童が体調不良等の場合は、緊急連絡カードに記載された連絡方法でお知らせしますので、早急にお迎えに来て下さい。

## 6. 使用料・納付方法

| 種別   | 使用料                                       |           | おやつ代      |
|------|---|-----------|-----------|
| 金額   | 月額 6,000 円※<br>(月の使用が 10 日未満の場合は日額 300 円) |           | 別途徴収      |
| 納付方法 | 口座引落／指定金融機関に納入                            |           | クラブで集金    |
| 納期   | 口座引落                                      | 現金納入      | 利用翌月の初旬まで |
|      | 利用翌月の 25 日まで<br>(土日祝日の場合は翌営業日)            | 利用翌月の月末まで |           |

※土曜利用の場合、別途 1 回 500 円、おやつ代（別途徴収）

## 7. 使用料金の減免

- (1) 同一世帯（同一保護者）で、満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者が 2 人以上いる場合は、出生の最も早い者から順次減額して 2 人目は半額を減額、3 人目以降は全額を減額。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている世帯。ただし、生活保護法の適用のあった日の属する月から廃止された日の属する月までとする。
- (3) 災害、その他により当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった世帯又はこれに準ずると認められる世帯
- (4) 準要保護家庭に該当している世帯又は準要保護家庭に相当する世帯

## 8. 入所申請・入所後に変更が生じた場合の手続きについて

入所期間内に退所される方は退所届を提出してください。（提出様式は教育委員会学事課、児童クラブにあります。）また、就労先や保育を必要とする事由などの申請内容が変更になる場合は、以下の書類を児童クラブに提出してください。

| 届出事項              | 必要書類                      |
|-------------------|---------------------------|
| 就労先、就労時間等が変更になる場合 | なぎ放課後児童クラブ入所申請書、就労証明書     |
| 転出、退職、育児休業に入る場合   | 退所届                       |
| 求職活動をする場合         | なぎ放課後児童クラブ入所申請書、就職活動状況申立書 |
| 住所、その他家族状況の変更の場合  | なぎ放課後児童クラブ入所申請書           |

## 9. 入所決定の取り消し

次の場合、入所決定を取り消すことがあります。

- (1) 家庭保育が困難な児童でなくなった場合
- (2) 提出書類の内容に偽りが判明した場合
- (3) 正当な理由なく 1 か月以上出席しない場合
- (4) 2か月以上使用料が滞納になり、催促しても納入されない場合
- (5) 児童または保護者が、「支援員の指導に何度も従わない」、「支援員・他の児童への暴力・迷惑行為」、「施設・備品等の損壊等を行う」等クラブの管理・運営に支障を及ぼす場合
- (6) 児童のお迎えが閉所時間を超過することが頻繁にある場合
- (7) その他、放課後児童クラブの運営に反する時

## 10. その他

- (1)児童クラブでは、傷害保険に加入しておりますが、事故の状況によっては、保険対象外となる場合があります。その場合は保護者に賠償頂くこととなりますのでご注意ください。
- (2)施設や備品の破損や、他人に怪我等をさせた場合、費用は保護者負担となります。
- (3)提出書類の記載事項（勤務先等）に変更があった場合は、すみやかにお知らせください。